

1645

第一四一號

閣

決行指定

決裁指定

十年

保存期限

房官臣大		課局務主		大臣		件名 「メートル」法實行ニ關スル件	受領番 壹第ニ二六〇號	政務次官 回付	
了結	領受	出提	領受	局長	次官				政務次官
大正 二年 二月十八日	大正 二年 一月六日	大正 二年 二月十八日	大正 二年 一月六日	局長	次官				政務次官
(決行)後 覽回		帶連		主務局長		參與官	起元應(課名)	商工省	
局長		局長		主務局長					
長課		長課		高級副官		書記官	同覽課名	商工省	
長課		長課		主務副官 官房御用掛 計					
				主務課員		審案 筆記者		商工省	

政務次官回付
決裁前(連帶)後(統)課名
統
決行(決裁)後
同覽課名

商工省
10
2
3
2
2
1

陸普號

副官ヨリ別紙配賦箇所長官宛通牒

大正十三年七月改正度量衡法實施以來各方面ヨリ尙
工省宛「メートル」法實行ニ關シ種々問合セ有之シ趣ニ
テ今般同省ヨリ之レカ參考ノ爲別冊「メートル」法實行
上ノ注意」ヲ送付セラレシニ付 部配賦ス
追テ別冊ノ主旨ニ基キ該法ノ實行促進ニ關シ可
然配慮相成度申添フ

陸軍省 陸普第五四九

辨三月十九日

059T

領事第二二之〇號

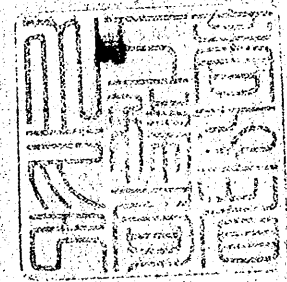
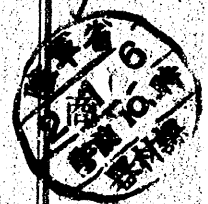
工部第三二〇七號

大正十五年十二月十七日

陸軍省 御中

商工省 工務

大正十三年七月改正度量衡法實施以來各方面ヨリメートル法
實行上ニ關シ種々ノ間合有之候ニ付爲御參考別冊七百 部及
綱送付候間夫々御配布ノ上實行促進ニ資スル様特ニ御取慮相
成度候也



工部省

1921

大正十五年九月

メートル法實行上の注意

商工省工務局

一頁、六行、
mm. 1. kg. t. m. km. cm. 1. kg. t. / 誤

メートル法實行上の注意

一 緒 言

度量衡は文化の規範であつて、吾人の生活の統一はその制度にかかる事の大なる言を俟たぬ。しかるに我國は泰西文明の攝取に急なりし爲我國固有の尺貫法の外にメートル法（明治十九年メートル條約の加盟、廿六年採用）、ヤードポンド法（明治四十二年公認）等各その用途に従つて採用せられつゝある中煩雜にして實用上の不便忍び難きものありしを以て統一の必要起り、その結果從來の尺貫法に歸するよりむしろ世界的であり且種々の利便大なるメートル法こそ將來の世界的國家として好適なるを知り大正十年法律改正、十三年より之が實施を見たのである。爾來二年まだその實行の普及充分ならざるは過渡期に於ける生みの惱であつて、卒先實行したる者は未だ舊慣を墨守する周圍に累され却つて換算併用するの不便を忍ばねばならぬが此は如何なる時代に於ても先覺者の管める苦痛であつて之こそ大なる誤でなければならぬ。しかも此等の方面より何等不平の聲なく却つてその效用の多きを聞くは實に我等の意を強ふする所であつてメートル法専用は時代の要求なるを知り得るのである、而して遠からず猶豫期限も切れ取引又は證明上にメートル法以外の度量衡の使用が絶対に禁止された時一步の先行は非常な有利であることを思へば躊躇するものこそ氣の毒である。相共に一日も早く新制度に移つて後進を導き我國文化上の一大維新を完成せねばならぬ。

三 何故にメートル法専用に移らざるか

改正度量衡法實施後未だメートル法専用に移らざるものの中には

- (1) 既定の法令、文書及臺帖等改訂を要するものにして他との關係上即時斷行し能はざる事情あるもの
 - (2) 器具機械、圖書、臺帖等の改訂の爲に要する經費關係に因るもの。
 - (3) 殆ど經費を要せず直ちに實行し得るものにして免角六ヶ敷ものの如く誤解し懺劫がつて改訂の勞を執らざるもの。
 - (4) 猶豫期間を實行の延期の如く誤解し居るもの。
 - (5) 保守的にして故意に改正進歩を忌避するもの。
- 等がある。これ等の中

(1)の如く特別の事情あるもの又は、(2)の如く相當の經費を要するものに在りては即時斷行を望むも無理な註文であるから之等を豫想して猶豫期間を定め故障なく改遷し得るやう取計らつてあるのだが、此の意味を了解せず實行の延期の如く考へ何等特殊の事情なきに拘はらず漫然放置する向あは慨嘆に堪へぬのである。故に直ちに實行し得るものに在りては寸時も猶豫せず之に移るべきは勿

論特別の事情あるもの又は相當の經費を要するものと雖も出來得るだけの手段をつくして一日も早く改正の本旨の達成を期すべきである。然らざれば猶豫期限満了間際に至り速成を望み經費を費すも間に合はず、しかも法は假借なく強制するを以て非常な窮地に陥る事になる、また國民中にはメートル法専用の何たるを理解せざるのみならず甚しきに至りては我國には古來慣用の度量衡あり外國のものを模倣する必要なしなど滑稽な國粹保存のはき違ひの意見を有するものすらある、これ等は極めて少數の人々に過ぎないのであらうが爲に實行者の進路を阻害し以て度量衡の混亂期を永からしむるので洵に遺憾である、改正法の便利なことを知り乍ら且何等經費も要せぬに徒に移り變りを六ヶ數ものなりと尻込みして荏苒着手に至らざるものに至りては寧ろ氣の毒になる次第である、以下章を改め實行上に關する注意事項を摘録して参考に供したいと思ふ。

四 實行に關する注意數項

(一) 必要の長さ、容さ、重さをメートル法で計れ。

一定の長さを一メートルと云ふのであつて三尺三寸を一メートルと云ふのではない。而してその同じ長さを尺貫法で計つた場合に三尺三寸なのである。キログラム、リットルも亦同じ趣である。一メートルの長さが頭に入れば長さを計る場合毫も不便はないのである。一メートルの布の必要

五

には一メートルを買へば不都合はない。然るに必要な長さを計るに尺を用ひて三尺三寸必要である三尺三寸は一メートル、それ故一メートルの布を買ふと云ふことになるから事頗る面倒になる、之に端數のつく場合は想像するだに恐れ入る。

總じて何メートル、何センチメートルと云ふと直ぐ頭の中で此を何尺何寸と換算してその用途を計る、之ではメートル法實行は却つて不便であつて何時迄経つてもメートル法實行などは望めぬのである。過渡期である以上絶対に換算する場合を無くする譯にはゆかぬが、「必要の長さ、容さ、重さをメートル法で計る」と云ふ心持さへあれば換算範圍は驚くほど減少されるであらう。

例へば牛肉は従來百匁を單位とするのが普通の様でさるがメートル法實行だからと云つて換算の必要な場合なのにそれを無理解に換算して三七五グラムとするから滑稽な事になるので、その代り一人前は百グラム位が適當である事を知つて（即ち必要をメートル法で計つて）三人なれば三百グラムと云ふ様になれば毫も面倒はない。

(2) メートル法は少もむづかしいものではない。

耳なれないメートル法の單位名稱は新たに外國語でも覺える様な恐れを抱く人があるが、借コップ、ステッキ等はそんなに苦勞して覺えたものであらうか。

度量衡を通じて僅か二十七單位を記憶すればよい、而してその實體の觀念を得ればそれで完全にな

る、しかも差當り日常の用としては左の數種を知つてゐれば事を欠かぬ。

衡 (さ重)	量 (さ容)	度	
		長サ	廣サ
トン	リットル	メートル、センチメートル、キロメートル	平方メートル、アール
		立方メートル、立方センチメートル	
	キログラム、グラム		

其の他のものは各人その職業上の必要に應じて覺ねばよい。

(3) メートル法の度量衡器を使用せよ

(1) にのべた如くすべて物を計るにはメートル法によるためにも、また(2) にのべた如くメートル法度量衡の名稱を覺えるにもそして此等の實體をつかむにもその途は唯一つ即ちメートル法度量衡器を用ひる事である。

尺貫法やヤードポンド法の度量衡を使つて換算の廻り道をとつてゐては彼岸に達する見込はない。

(4) 換算せねばならぬ場合の心得

換算と云ふ事は忘れて了はねばならぬがしかし現在に於てはそのさげ得られぬ場合がある。此の場合には精密を要する特殊の場合を除き端数は〇、五に切りあげ又は切り棄て漸次端数なきあらはし方の出来る様に改訂する必要がある。又二個以上の換算数の合計を出す場合各換算数に於ける切り棄て又は切り上げの結果合計したる数が甚だ正確を欠く虞ある場合は合計に於て必要とする限度以下一位若くは二位迄算出して計算すればよい、例へば小数以下一位の合計を要する場合は各換算数を小数以下二位又は三位迄出して合計する様なものである。

(5) 單位の名稱はわかる程度に略してよい

キロメートル又はキログラムを單にキロ、センチメートルを單にセンチ、ミリメートル又はミリグラムを單にミリ、デシメートルを單にデシと云ふが如く、メートル、リットル、グラムを省略するも實用上間違の起らぬ場合は差支へない。例へば牛肉一キログラム(約二ポンド)を單に牛肉一キロ、牛乳二デシリットル(約一合)を單に牛乳二デシと云ふが如き場合は省略するも誤りを來す虞れがない。

(6) 單位の讀み方と書き方

端数のないときは單位の名稱を數字の最後に付ければよいが、十五・三五メートルの如き端数あるものを讀むに十五奇合三五、十五點三五メートル又は十五コンマ三五では口調が面白くないから

何れもメートルを間に挿んで十五メートル三五と讀むと宜しいと思ふ、端數のみの場合例へば○・三五メートルは零メートル三五と讀むのがよい。

(7) 單位の撰び方

表はさんとする物に應じて適當な單位を撰ばねばならぬが一般にはなるべく端數桁數の少くなる様なものを撰ぶがよい、しかし着物の寸法はセンチメートルを適當とするが故に百五十五センチメートルを以て表はし一メートル五デシメートル五センチメートルとか、又は一メートル五十五センチメートルとは云はぬ。即ち物に應じて適當なと云ふのが原則である。

(8) 二様の單位で表はし得るものについて

平方メートルとアール、立方デシメートルとリットルなど何れを用ふべきかに迷ふ事もあらうが其の用途によつて都合のよい様に撰ぶべきである。

(イ) 宅地の地積は平方メートルを用ゐることに諸外國の慣例が一致してゐる、これは建物の面積又は寸法等に關聯して都合がよいからであらう。

(ロ) 田畑、山材等の地積にはアール(ヘクタール)を用ゐることが適當である

此は大きな面積で平方メートルでは數の桁數が大きくなりすぎるからである。

(ハ) 容積を表はす場合學術工業上の研究には立方センチメートル(cc)、設計には立方メートルを

用ひて基礎寸法との關係を統一しておけば換算の手續がない。

(三) 酒、醬油其の他の液体、瓦斯体及粉狀物の取引に於て容量を表はさんとするときは普通リットル(デシリットル、ミリリットル)を用ゐる。

(9) 單位の略字に就て

メートル法の單位の名稱を書き表はすには片假名で表はすを原則とするが、しかし場合に依りては略字を使用する方便宜であるから法規上略字を明定してゐる、即ち m. km. cm. l. kg. t. 又は米、斤、立等がそれであつてそれぞれの慣用と用途によつて使用される、尙一言注意したきはトンを表はすにメートル法のトンとは又ハ噸と書くがヤードポンド法のトンは必ず英トン又英噸と書くこと及液体計量に用ゐる立方センチメートルを普通 cc と書き又は唱ふることである。

(10) 商品其の他に用ゐられたる舊度量衡をメートル法に改むるに當りての心得

商品其の他の物に用ゐられたる舊度量衡をメートル法に改むるに當り一升二圓の酒をメートル法に換算すれば一リットル八〇三九一に付二圓となり、百二十匁入りの罐詰は 〇・四五キログラム、鯨尺二丈八尺の反物は十メートル六〇六一、十二間道路は二十一メートル八一二となる、斯く多く端數を付することは實用上到底不便で仕方がないからなるだけ簡單なものになる様な方法をとる必要がある。左に一二の例を擧ぐれば

(イ) 慣用の度量衡を容易に改めがたきもの

反物の寸法、道路の幅の如きは種々の關係によつて略一定され商品の單價を替へるやうに容易に變更は出来ない、しかし一反の長さを十メートル、十二間道路を二十メートルの如く最初から理想的に端數を整理することは困難としても十メートル五とか、二十一メートル五とかに端數を取捨して漸次に整理する方法によるがよい。

(ロ) 商品の單價

商品の單價は分量に正比例するから變更も容易である、しかし一升二圓のものを一リットル(約五合五勺)一圓十一錢とすれば價格には全く變更は來さぬが需要者側より觀れば價が半減されたる如き誤解を起し更に量が約半減された事を知るときは欺された様な感を持つ虞があるからさしあたりには於ては原の量に似寄つて二リットル二圓二十二錢として漸次容器の改造を俟つて相當に定むるがよからう。

(ハ) 商品の容量又は正味量

從來の商品の樽、罐、罐等は殆ど升、匁、斤又はポンドを基として定められてゐる、之は正味量を僅か變更すればメートル法のものに改むることが出来る、例へば一斗樽(一八リットル)三九〇(四)は一割二分を増し二十リットル罐(これは外國にても用ゐられてゐる)、一升罐は二リッ

トル罐、四合罐は一リットル罐、一合罐は二デシリットル罐とし、一ポンド又は百二十夕入罐は一割一分を増して半キログラム又は五百グラム罐に改むることが出来る既に酒、醤油等の賣買に二リットル、一リットル、三デシリットル罐が行はれ牛乳の賣買に二デシリットル罐が行はれて居る。

以上の方法に依り容易にメートル法に移り得るもの頗る多い、而して是等の商品が日常絶えず各家庭に販賣され知らず識らずメートル法の實物教授となる譯でその効果の著しきものがあらうと思ふ。依てこれ等の商品を取扱はれる公、私団体又は組合等は一致協力して成るべく速に容量を改訂すると共に量目を表記し計量の正確を期したいものである。

(11) 猶豫期限に就て

度量衡法はメートル法度量衡の専用を強制してゐるが唯即時急激なる變移による混亂をさけるため官公署、電気、瓦斯若くは水道事業、原動機を用ゐたる運輸事業、鑛業法の適用を受くる鑛業事業、醫業、齒科醫業、獸醫業又は調劑業其他原動機を用ゐる重要工業については施行後二十年(大正二十三年六月末日迄)其の他のものについては施行後二十年(大正三十三年六月末日迄)の猶豫期限を認めて居るが、その期間漫然放置するも可なりと云ふのでない事勿論で猶豫期限と云ふものは最もメートル法専用に移りがたきものが最もゆつくりやつた場合の極限を切つて居るのである。

だから比較的専用に移り易いもの、又は移りにくいものでも努力を惜まなければ猶豫期限前にメートル法専用に移ることは可能のことであつて又しかく期待されることである。猶豫期限は實施の延期でない、而してその終了に至つて始めてメートル法専用に移れたと云ふが如きは精進の足らざるを恥ぢねばならぬ。

而して又メートル法以外の度量衡の目盛ある器物は大正二十三年六月末日限り検定を行はず而して大正二十八年六月末日以後は右の器物は検定の効力を失ふを以て取引又は証明の用にはメートル法の度量衡器を以て計量せざるを得なくなりメートル法以外の度量衡を以て表はさんとすればメートル法の器物で計量したるものを一々換算せねばならぬ事になる、これはとても實行出來難い事となるから實際は施行後十五年を以てメートル法専用に移らざるを得なくなる、しかも實際に於て製作者の方面は検定廢止より以前にストックの生ずるをさけるため製造を打切るであらうから此の年限は更に短縮されるものと見なければならぬ。兩ふらざるに屋根をつくらふ用心が必要であらふ。

四メートル法専用の機會を利用し

此の際改訂すべき事項

(1) 商品建値の統一

商品の建値は地方に依りて異なるのみならず同種類の物にても仲間取引と一般取引、大口取引と小口取引とに依り異なるから取引上の錯誤を來しその敏捷を欠くことも甚大である、此は我國の地勢、封建制の余波及交通機關の不備等に原因したものであらうが、萬國比隣の今日に於て地方に依り其の建値を異にせるが如きは商取引延ひては國家經濟の上に及す損失莫大であるから此の統一は一日も早くせねばならぬが丁度メートル法の専用に當つて商品量目及容器の改訂を行はねばならぬ今日に於て之を爲すは最も時宜に適してゐる。

(2) 容量取引より重量取引へ

我國は歐米諸國と異なり容量取引が多く穀物は勿論甚しきは野菜に至る迄概目で取引を行つてゐる。然るに近頃重量取引の方が正確なる事が認めらるるに至り白米の如きも漸次重量取引にかはりつつある、かかる事情でメートル法の専用に當り從來の榧量取引に於ける升、石をメートル法の榧量リットルに改めても近い將來には更に此を重量のキログラムに改進せねばならぬから此の際直ちに榧量の升石より重量のキログラムに改めるのが當然である。

(3) 度量衡器の改良

從來我國に廣く用ゐらるる度量衡器の中木、骨製桿秤及木製液用榧の如きは其の材料、構造等不適當なるが爲耐久力に乏しきものが多い、これ等は他に適當なるものを選んで改める必要があるか

らこれ又此の際改善して計量の正確を期すべきである。

(4) 統計に用ゐる度量衡の一定

現今官公署其他一般に公表さるる統計中に用ゐらるる度量衡の單位は里、町、間、尺、貫、匁、ヤード、ポンド、ガロン、メートル、リットル、グラム、ピクル等種々雑多で相互の連絡なく比較も容易でなく應用せんとするも甚だ不便で殆んど統計の用をなさぬ場合が多いからこの統計上に於てもメートル法度量衡のみを用ひる様にせねばならぬ。

(5) 計量單位の統一

各方面に於て用ゐらるる溫度、壓力其他の計量、單位の如きも從來頗る混亂して居るが一般生活に對する關係が度量衡程密切でない爲社會の注目を惹かない、しかしながら學術上、工業上に於ては重要な問題であるから此の際度量衡に準じて統一する必要がある、殊に溫度計の如きは氣溫を計るに華氏、體溫を計るに攝氏を用ひて居るが、これ等は宜しく人體を標準として氣溫も計り得るやう攝氏系統に統一すべきである。

299T

		執行指定		決裁指定		保存期限 十年	
大臣房		主務局長		大臣		件名	
了結	領受	提出	領受	番	號	受領	番
大正	大正	昭和	昭和	第一	第一	陸軍省	第一
年	年	二年	二年	一	一	領	號
月	三月	三月	三月	一	一	陸軍省	第一
日	七日	七日	三日	一	一	壹	第二
(裁決)行決		帶連		局長		局長	
長局		長局		局長		局長	
長課		長課		局長		局長	
主務課員		主務課員		局長		局長	
主務副官		主務副官		局長		局長	
書記官		書記官		局長		局長	
審案		審案		局長		局長	
筆記者		筆記者		局長		局長	

政務次官回付 決裁前連帶
參與官回付 決裁後課名

決行(決裁)後
同覽課名

「マートル」法實行上ノ注意書送附ノ件
陸軍省 壹第二二六〇號其一
起元廳(課名)
商工省

1668

陸普號

副官ヨリ第十六師團副官宛通牒

三月一日附庶發第六九號通牒ニル首題ノ件別冊三部送
附ス

陸軍省 陸軍部 第八四一號 三月十日

陸

軍

1699T



老 第三二六〇

第十六師 庶發第 六九號

メートル 法度具行ニ關スル件 通牒

昭和貳年參月壹日

第十六師團副官齊藤春三

陸軍省副官中村孝太郎 殿

官之印

昭和二年二月十九日附陸普第五四九號ヲ以テ配布
セラルタル首題ノ注意書ノ配布區分ニ依レハ衛戍
病院ニ一部配布當セラルルニ因部入用ニ付キ尚 三部
配布相成度



2860

陸軍

1670

別冊
陸軍
省
受

軍

三部

衛成

配布

之印

十六



1670

別冊の陸軍中隊の配当せしむる部費、
 團長上係以て受領し一ニ本ノ一ニ配
 賦せり
 但し本冊の計しに當る者も特ニ送付リ
 受ケざる以て有し得し七分後ハ有し致し

